

(表)

我孫子市住宅リフォーム補助金交付申請書

我孫子市長 あて

住所
申請者氏名
電話番号

印

交 付 申 請 額	円（千円単位未満切捨て）			
交 付 申 請 額 の 算 出 基 礎	工事見積額（消費税込み）：		円（A）	
	1 現在居住している個人住宅に行うリフォーム工事又は市内の持家に居住している者が転居を目的として市内の中古住宅に行うリフォーム工事			
	(1) 工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合		(A)の 10%以内の額 (限度額 20 万円)	
	(2) 上記 (1) に該当しない場合		(A)の 5%以内の額 (限度額 10 万円)	
	2 市内の持家以外の住宅に居住している者が転居を目的として市内の中古住宅に行うリフォーム工事又は転入を目的として市内の中古住宅に行うリフォーム工事			
	(1) 工事完了後に新たに二世帯住宅となる場合		(A)の 20%以内の額 (限度額 40 万円)	
	(2) リフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域内に所在する場合			
	(3) 転入を目的としてリフォーム工事を行う中古住宅が、東側地区の区域外に所在する場合		(A)の 10%以内の額 (限度額 30 万円)	
	(4) 上記 (1) から (3) までのいずれにも該当しない場合		(A)の 5%以内の額 (限度額 10 万円)	
	3 子育て世帯又は単身者世帯の場合		上記それぞれの限度額に 10 万円を加算した額を限度とする。	
リフォーム工事を行う個人住宅の所在地	我孫子市 市街化区域・市街化調整区域（該当する区域を○で囲んでください。）			
着 工 予 定 年 月 日	令和	年	月	日
完了 予 定 年 月 日	令和	年	月	日
施 工 事 業 者 名				
リフォーム工事の概要	(具体的に記入)			

(裏)

(添付書類)

- 1 住民票の写し（転入者の場合は、申請時に居住している市町村等が発行したもの。子育て世帯の場合は、世帯全員の住民票の写し）
- 2 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書（転入者の場合は、申請時に居住している市町村等が発行したもの）
- 3 リフォーム工事を行う個人住宅に係る家屋の登記事項証明書の写し
- 4 リフォーム工事に係る見積書の写し
- 5 建設業の許可証明書又は許可通知書の写し（準施工事業者がリフォーム工事を行う場合に限る。）
- 6 リフォーム工事の内容を明らかにする図面又は施工前を明らかにする写真
- 7 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（10㎡を超える増築又は改築の場合に限る。）
- 8 申請時に居住している住宅が持家でないことを証明する書類（転居者に限る。）
- 9 次に掲げるいずれかの書類（リフォーム工事を行う個人住宅の所在地が、市街化調整区域内に所在する場合に限る。）
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為許可通知書の写し
 - イ 都市計画法第43条第1項の規定による許可通知書の写し
 - ウ 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地確認通知書の写し
 - エ 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書の写し
- 10 その他市長が必要があると認める書類

同 意 書

私は、我孫子市住宅リフォーム補助金の交付決定に必要な次に掲げる書類の内容について、市が保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。

- 1 住民票
- 2 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書
- 3 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証
- 4 都市計画法第29条の規定による開発行為許可通知書
- 5 都市計画法第43条第1項の規定による許可通知書
- 6 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定による既存宅地確認通知書
- 7 都市計画法施行規則第60条に規定する開発行為又は建築に関する証明書

我孫子市長 あて

氏名

印